

デジタル改革関連法の全体像

- ✓ 流通する**データの多様化・大容量化**が進展し、**データの活用が不可欠**
- ✓ 悪用・乱用からの被害防止の重要性が増大
- ✓ 新型コロナウイルス対応において**デジタル化の遅れ**が顕在化
- ✓ 少子高齢化や自然災害などの**社会的な課題解決のためにデータ活用が緊要**

デジタル社会形成基本法※IT基本法は廃止

- ✓ 「**デジタル社会**」の形成による我が国**経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現**等を目的とする
- ✓ デジタル社会の形成に関し、**基本理念**及び施策の策定に係る**基本方針**、国、地方公共団体及び事業者の**責務**、**デジタル庁**の設置並びに**重点計画**の策定について規定

〔IT基本法との相違点〕

- ・ 高度情報通信ネットワーク社会 → **データ利活用**により発展するデジタル社会
- ・ ネットワークの充実+国民の**利便性**向上を図る**データ利活用**（基本理念・基本方針）
- ・ デジタル庁の設置（IT本部は廃止）

⇒デジタル社会を形成するための基本原則（10原則）の要素も取り込んだうえで、デジタル社会の形成の**基本的枠組み**を明らかにし、これに基づき施策を推進

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律

- ✓ 個人情報関係3法を**1本の法律に統合**するとともに、地方公共団体の制度についても**全国的な共通ルール**を設定、所管を**個人情報委に一元化**（個人情報保護法改正等）
- ✓ **押印・書面**手続の見直し（押印・書面交付等を求める手続を定める48法律を改正）
- ✓ **医師免許等の国家資格**に関する事務へのマイナナンバーの利用の範囲の拡大（マイナナンバー法等改正）
- ✓ **郵便局**での電子証明書の発行・更新等の可能化（郵便局事務取扱法改正）
- ✓ 本人同意に基づく署名検証者への**基本4情報の提供**、電子証明書のスマートフォンへの**搭載**（公的個人認証法改正）
- ✓ 転入地への**転出届に関する情報の事前通知**（住民基本台帳法改正）
- ✓ **マイナンバーカード**の発行・運営体制の抜本的強化（マイナンバー法、J-LIS法改正）

⇒官民や地域の枠を超えた**データ利活用**の推進、**マイナンバーの情報連携**促進、**マイナンバーカード**の利便性の向上・普及促進及びオンライン手続の推進、**押印等を求める手続の見直し**等による国民の手続負担の軽減等

デジタル庁設置法

- ✓ **強力な総合調整機能（勸告権等）**を有する組織。基本方針策定などの企画立案、国等の情報システムの統括・監理、重要なシステムは自ら整備
- ✓ 国の**情報システム**、**地方共通のデジタル基盤**、**マイナンバー**、**データ利活用**等の業務を強力に推進
- ✓ **内閣直属の組織（長は内閣総理大臣）**。**デジタル大臣**のほか、特別職の**デジタル監**等を置く

⇒**デジタル社会の形成に関する司令塔**として、**行政の縦割りを打破**し、行政サービスを抜本的に向上

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律

- ✓ **希望者**において、**マイナポータル**からの登録及び**金融機関窓口**からの口座登録ができるようにする
- ✓ **緊急時の給付金や児童手当**などの公金給付に、登録した口座の利用を可能とする

⇒国民にとって**申請手続の簡素化・給付の迅速化**

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律

- ✓ **本人の同意**を前提とし、一度に**複数の預貯金口座への付番**が行える仕組みや、**マイナポータル**からも登録できる仕組みを創設
- ✓ **相続時や災害時**において、**預貯金口座の所在を国民が確認**できる仕組みを創設

⇒国民にとって**相続時や災害時の手続負担の軽減**等の実現

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律

- ✓ 地方公共団体の基幹系情報システムについて、**国が基準を策定し、当該基準に適合したシステムの利用を求める法的枠組み**を構築
- ⇒地方公共団体の**行政運営の効率化・住民の利便性向上**等

目的

- 本年3月に策定した「Yamagata 幸せデジタル化構想」に基づき、県内の様々な分野におけるデジタル化の取組みを推進する。

事業内容

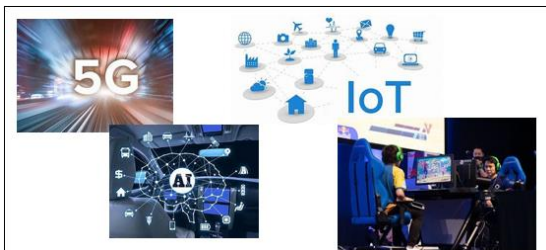
1 デジタル技術専門推進員の活躍



❖ 飲食店の新型コロナ対策認証制度の円滑な運用に向けてもデジタル技術面から支援。今後ともデジタル化施策の実施を技術的にサポート。

2 デジタル化に向けた外部副業等人材の活用

- 行政、県民生活、産業等の様々な分野において、個別具体的な課題に柔軟・迅速に対応するため、対応経験のある専門人材から、オンライン会議により、その都度助言を受ける体制を整備。複数名のアドバイザーからの助言が可能。



デジタル技術の普及啓発に向けたイベント・セミナーを開催

3 デジタル技術を活用した事業の加速化に向けた市町村・民間との連携強化

(1) コンソーシアムとの連携

- 産学官金で組織されたコンソーシアムと連携し、県内の各分野のデジタル化を推進。
- 山形県外のデジタル人材と、山形県内の産学官金団体とをつなぎ、県内のデジタルイノベーションを創出するイベント・セミナー等を開催。

(2) 山形デジタル道場の開催

- 県と市町村におけるデジタル化の課題を共有、解決するため、県と市町村の職員に向けた研修等を実施。



『Yamagata 幸せデジタル化構想』の4本柱

『Yamagata 幸せデジタル化構想』の基本的な考え方

本構想は、「Yamagata 幸せデジタル化」有識者会議の提案を受けて、山形県として、最新のデジタル技術の活用を促進するとともに、既に広く普及しているデジタル技術を社会に浸透させることにより、県民の皆様が幸せに暮らせる社会の構築を目指すものです。それに向けた基本理念とアクションの方向性は以下の通りです。

(1) 幸せデジタル化の理念

- 子どもから高齢者まで、誰もがデジタル化の恩恵を受けられる、県民の『幸せ』を中心に据えたデジタル化を目指します。そのためには、デジタル技術が苦手な人でも周りの人同士で支え合い、デジタルデバイドをつくらず、誰一人取り残さない(Leave No One Behind) 包摂的な社会づくりを基本とします。
- 併せて、国内外の最新の動きを常に取り込むとともに、最先端の技術開発に取り組み、デジタル技術の強みを伸ばせる社会・ビジネス環境の整備を行います。
- その際の留意点としては、高度なデジタル技術が発達していない段階にあっても、まずは既にある技術・ツールを活用しながら、実現すべき目標を達成するとともに、「アナログ」と「デジタル」、「リアル」と「バーチャル」のそれぞれの良さを柔軟に組み合わせながら県民の幸せの最大化に取り組みます。